

2024年5月10日

各位

会社名 株式会社 島津製作所
 代表者名 代表取締役社長 山本 靖 則
 (コード番号 7701 東証プライム)
 問合せ先 秘書室長 志賀 正 信
 (TEL 075-823-1000)

取締役等に対する株式報酬制度の内容改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役および役付執行役員（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下「取締役等」といいます。）を対象に、2017年度より導入している株式報酬制度の一部改定について、2024年6月26日開催予定の第161期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

<役員報酬制度の見直しの概要>

当社は、優秀な経営人財を確保・採用が可能な水準とした上で、中長期的な業績の拡大ならびに企業価値の向上を目的とした役員報酬制度を導入しています。

更なる業績の拡大ならびに企業価値の向上をより一層推し進めるため、社外取締役を議長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会において、役員報酬制度の見直しについて、多くの議論を重ねてまいりました。

その結果、役員報酬全体の水準および業績連動報酬の比率は維持しつつ、役員報酬に占める株式報酬の比率を高めることを目的として役員報酬制度の見直しを行うこととしました。

具体的には、下記のとおり、現在、金銭で支給している「短期業績連動報酬」の一部を株式で支給するため、株式報酬制度の改定を行うものです。

	金銭報酬		株式報酬	
改定前	固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	中長期業績連動型株式報酬
	基本報酬	短期業績連動報酬		
改定後	固定報酬	業績連動報酬	短期業績連動部分	中長期業績連動型部分
	基本報酬	短期業績連動報酬		

今回の変更点

*今回の制度改定は、役員報酬全体の水準を引き上げるものではありません

1. 株式報酬制度の一部改定について

- (1) 当社は、役員報酬に占める株式報酬の割合を高めることで、取締役等による業績達成等を通じた企業価値向上と株価上昇への貢献意識をより一層高め、株価変動のメリットやリスクについて株主の皆さまと共有することを目的として、株式報酬制度を一部改定します。^{※1※2}
- (2) 具体的には、現行制度は維持しつつ、金銭報酬として支給している「短期業績連動報酬」の一部を原資として、譲渡制限が付された株式を毎年交付することを追加する等の一部改定を行うものです（以下、改定後の制度を「本制度」といい、本制度のうち現行制度に該当する部分を「中長期業績連動部分」、改定により新たに追加する部分を「短期業績連動部分」といいます。）。
- (3) 株式報酬制度の改定は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

※1 当社は、株式報酬制度の改定に際し、社外取締役を議長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議を経ていきます。

※2 株式報酬制度の改定は、役員報酬に占める株式報酬の割合を高めるものであり、役員報酬全体の水準を引き上げることを企図したものではありません。

2. 改定後の本制度における報酬等の額および内容等

【1】本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める株式交付規程に従って役位および業績達成度等に応じて当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付および給付（以下「交付等」といいます。）がなされる株式報酬制度です。（詳細は下記【2】以降のとおりです。）

なお、本制度は、当社株式等の交付等を中期経営計画終了後に業績目標の達成度に応じて交付等を行う「中長期業績連動部分」と、連結売上高・営業利益の前年度に対する成長率や業務執行役員の担当部門別の業績評価、個人評価を総合的に勘案して決定される「短期業績連動報酬」の一部を原資とし、譲渡制限が付された株式を毎年交付し、退任時に譲渡制限の解除を行う「短期業績連動部分」から構成されます。

（報酬構成）

金銭報酬		株式報酬	
固定報酬	業績連動報酬		
基本報酬	短期業績連動報酬	短期業績連動部分	中長期業績連動型部分

【2】本制度の詳細

(1) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社が公表する中期経営計画との連動性を考慮し、中長期業績連動部分については、中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象とします。なお、本制度の対象期間は、従来通り、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とします。また、短期業績連動部分は、本株主総会にてご承認いただいた後、2025年3月末日で終了する事業年度から対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計830百万円を上限とする金員を、当社取締役等への報酬として

拋出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定（下記の信託期間の延長を含みます。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対しポイント（下記(2)のとおりです。）の付与、または本信託を通じて当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度を対象期間とします。当社は、信託期間ごとに、合計830百万円の範囲内で、追加拋出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拋出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（以下「残存株式」といいます。）および金銭（以下、残存株式と併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拋出される信託金の合計額は830百万円の範囲内とし、残存株式と本信託が追加取得する株式数の合計は415千株の範囲内とします。

(2) 取締役等が取得する当社株式等の算定方法および上限

取締役等には、信託期間中の毎年所定の時期に、以下に定める「中長期業績連動部分」と「短期業績連動部分」の基準に従い、それぞれ一定のポイントの付与（以下「付与ポイント」といいます。）または当社株式が交付されます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式数を調整します。

<中長期業績連動部分>

現行制度と同内容となります。対象期間中の付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます。）に、中期経営計画の最終事業年度の業績目標に対する達成度に応じた係数を乗じ、交付する株式数の算定のもととなるポイント数を決定し、対象期間終了直後に、当該ポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

業績達成度を評価する指標は、連結売上高および連結営業利益等とし、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、50～200%の範囲で変動するものとします。

<短期業績連動部分>

毎年所定の時期に取締役等に対し、連結売上高・営業利益の前年度に対する成長率や業務執行役員の担当部門別の業績評価、個人評価を総合的に勘案して決定される短期業績連動報酬の一部を原資として、当社株式の交付が行われます。交付された株式には、譲渡制限が付され、原則として、取締役等が退任時に譲渡制限が解除されます。なお、短期業績連動報酬から株式報酬としての短期業績連動部分に割り当てる支給割合は指名・報酬委員会で都度決定します。

ただし、「短期業績連動報酬」が一定の支給基準を満たさない場合は、株式交付が行われないことがあります。

対象期間ごとに本信託が取得し、本信託により取締役等に交付等が行われる当社株式の総数は、中長期業績連動部分および短期業績連動部分の両方を合わせて、415千株を上限とします。この上限交付株式数は、上記(1)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(3) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

<中長期業績連動部分>

現行制度と同内容となります。受益者要件を充足した取締役等は、対象期間終了直後の一定の時期に、累積ポイント数の50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ、以下同じ。）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が退任（自己都合により退任する場合および正当な解任理由に基づき解任される場合を除きます。以下同じ。）した場合には、累積ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が非居住者となった場合または死亡した場合は、その時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等またはその相続人が受けるものとします。

<短期業績連動部分>

受益者要件を充足した取締役等は、毎事業年度終了直後の一定の時期に、当社株式の交付を本信託から受けるものとします。当社株式を交付された取締役等は、原則として取締役等を退任するまでの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）継続して保有することとします。

譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、取締役等が予め証券会社に開設した専用口座で管理される予定です。

譲渡制限期間中に取締役等に重大な違反行為等が発生した場合には、当該取締役等に交付された株式を、当社が当然に無償取得できるものとします。

なお、毎事業年度中に取締役等が退任した場合には、その時点において計算した数の当社株式の交付を受けるものとします。

また、毎事業年度中に取締役等が非居住者となった場合または死亡した場合は、その時点において計算した数の当社株式について、本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等またはその相続人が受けるものとします。

(4) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(5) クローバック条項等

取締役等に重大な違反行為等が発生した場合には、当該取締役等に対して、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。（ただし、譲渡制限期間中に発生した場合は上記(3)が適用されます）

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

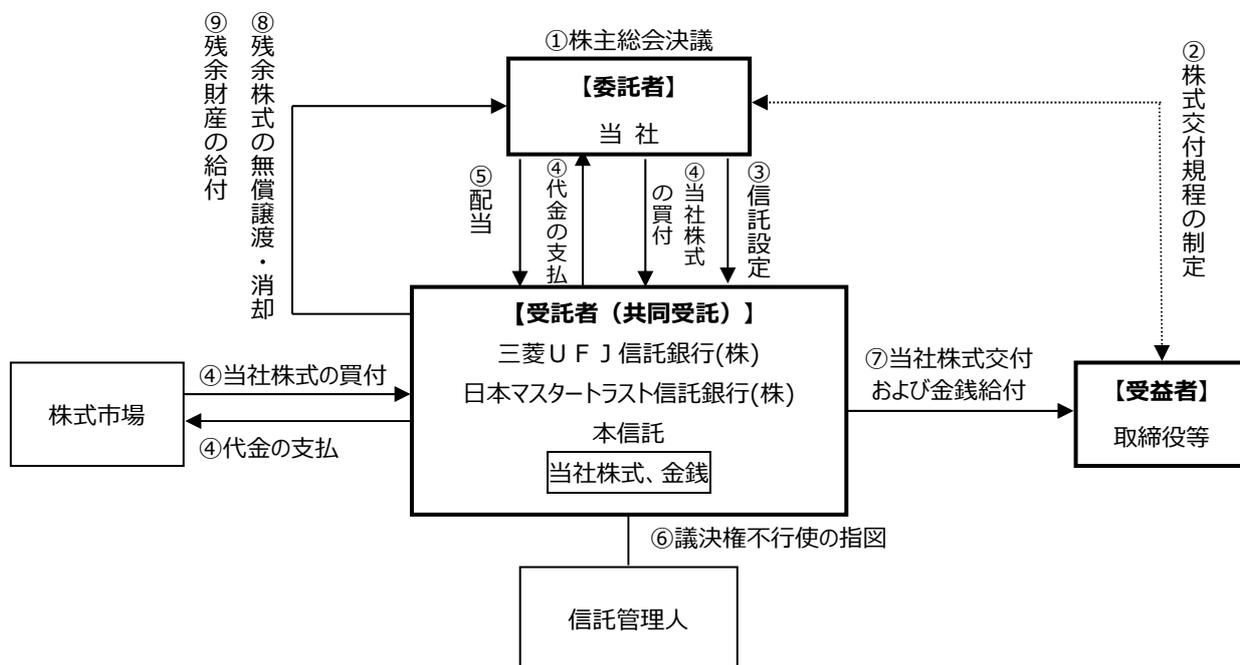
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

1. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の改定に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の改定に伴い、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託（追加拠出）し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を継続します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、中長期業績連動部分について、取締役等は、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
短期業績連動部分について、取締役等は、事業年度終了直後の一定の時期に、当社株式の交付を受け、交付された当社株式を原則として取締役等を退任するまでの期間、継続して保有します。
- ⑧ 業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、取締役等に分配された後の財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を満たす取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

2. 信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2017年8月10日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2017年8月10日～2026年8月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2017年8月10日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 8.3億円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2024年8月19日（予定）～2024年9月20日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株処分）から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上